

## 震災時交通遮断ゲートに関する協定

(目的)

第 1 条 この協定は、世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷警察署、北沢警察署及び玉川警察署（以下「乙」という。）との間で、交通遮断ゲート（以下「ゲート」という。）の設置及び管理等について協定し、震災時の交通規制を的確に行うことを目的とする。

(設置)

第 2 条 甲は、広域的災害発生時における交通規制に資するとともに、道路の防護柵として使用するため、乙の協力のもとにゲートを設置する。

(設置箇所及び仕様)

第 3 条 ゲートの設置箇所及び仕様については、甲乙の協議により別に定める。

(維持管理)

第 4 条 甲は、設置したゲートの維持管理に努める。

(鍵の保管)

第 5 条 ゲートの鍵は、甲及び乙がそれぞれ保管する。

(災害時の対応)

第 6 条 広域的災害発生に際しては、ゲートの開閉は乙が行い、甲はそれに協力する。

(定めのない事項の処理)

第 7 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

平成 8 年 7 月 1 日

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

乙 世田谷警察署長  
北沢警察署長  
玉川警察署長

## 一般国道 246 号二子玉川ランプの使用に関する覚書

建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所（以下「甲」という。）と、世田谷区（以下「乙」という。）は、災害時において甲が管理する東京都世田谷区玉川三丁目 14 番先の二子玉川ランプ（以下「二子玉川ランプ」という。）を乙が災害対策の一環として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

### （適用範囲）

第 1 条 この覚書の適用の範囲は、別添図の朱塗りの部分とする。

### （使用の条件）

第 2 条 甲は、二子玉川ランプを歩行者及び自転車の通行の用に供するほか、車両については災害時において乙又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく世田谷区災害対策本部が指定した車両（以下「緊急車両」という。）が通行する場合に限り、二子玉川ランプの使用を認めるものとする。

### （使用手続）

第 3 条 乙は、二子玉川ランプを使用しようとするときは、甲に対し書面により使用の申請を行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により申請を行い、後日書面を提出することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合において、前条に定める使用の条件に適合すると認めるときは、二子玉川ランプの使用を許可するものとする。

3 甲は、二子玉川ランプの使用を許可したときは、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により許可を行い、後日書面により通知することができる。

4 乙が二子玉川ランプを使用する場合において、地元町会・自治会・商店会及び関係機関等への説明、手続等が必要なときは、乙が行うものとする。

5 甲の設置したネットフェンス及び車両進入防止用ガードレールは、緊急災害時においてのみ乙の責任において撤去するものとする。

6 甲の設置した門扉は、平常時においては施錠し、緊急災害時においてのみ乙の責任において解錠するものとする。なお、使用する鍵は、甲、乙それぞれ 1 個ずつ保管するものとする。

7 乙は、二子玉川ランプを使用するときは、前条に規定する緊急車両以外の車両が通行しないよう必要な措置を施すとともに、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するものとする。

### （事故等の対応）

第 4 条 乙の使用に起因して事故等が発生した場合、遅滞なく甲に報告するとともに甲、乙協議して対応するものとする。

### （使用の完了）

第 5 条 乙は、その使用が終了した場合は、原則として原形復旧を行い、甲に立会いを求

め、甲、乙立会いのもとにその使用の完了を確認するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により使用の完了が確認された場合は、甲に対して完了届を提出するものとする。

(維持管理)

第6条 二子玉川ランプの維持管理は甲が行う。

- 2 乙は、二子玉川ランプ及びその周辺地区における放置自転車等の解消にむけ、地元町会、自治会、商店会及び関係機関等と協力して広報及び指導に努めるものとする。

- 3 乙は、放置自転車等に対する撤去及び移動等の措置に努めるものとし、甲も可能な範囲で協力するものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年3月23日

甲 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷二丁目3番3号  
建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所  
代表者 川崎国道工事事務所長

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長

※中央省庁再編により「建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所」は「国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所」に変更

[資料協定第 19]

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都下水道局南部下水道事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」並びに「世田谷区地域防災計画」及び「世田谷区国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔（以下「受入れ人孔」という。）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、災害時に避難所から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第 2 条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する下水道施設を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

（役割分担）

第 3 条 平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

（1）乙は、甲が実施する下水道管路へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の实地訓練を指導する。

（2）甲は、前項の实地訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

（3）甲は、独自にし尿の搬入訓練を行う場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。

2 災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

（1）甲は、災害時において、下水道施設へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

（2）甲は、下水道管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。

（3）甲は、し尿受入れ人孔の下水道管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

（4）乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その下水道管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第 4 条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第 5 条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

2 甲は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、乙の立会いの下確認する。ただし、乙の立会いが困難な場合、甲は、書面をもって清掃状況の報告をするものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この覚書の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この覚書を改定することができる。

(協議)

第7条 この覚書に疑義が生じた場合、この覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの覚書を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成20年10月31日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

大田区雪谷大塚町13番26号

乙 東京都下水道局南部下水道事務所

代表者 南部下水道事務所長

## 災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書

東京都下水道局を甲とし、世田谷区を乙とし、甲乙間において、災害時及び防災訓練時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が作成した「マンホール用仮設トイレ設置人孔マップ」の下水道マンホールを利用して、乙が災害時及び防災訓練時にトイレとして設置する下水道マンホール用仮設トイレに関する事項について定めることを目的とする。

(下水道マンホールを利用する場合の連絡)

第2条 乙は、甲が指定した下水道マンホールを利用する場合、原則として、事前に甲に連絡するものとする。事前の連絡ができなかった場合は、事後速やかに甲へ連絡を行う。

(役割分担)

第3条 下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う甲乙の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置に伴う道路使用許可等の取得及び安全管理を行う。
- (2) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う下水道マンホール蓋開閉の作業を行う。
- (3) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレ及び下水道マンホール蓋開閉工具を必要数購入し、適正な保管管理を行う。
- (4) 乙は、第2条の下水道マンホールの使用について、トイレとしての目的以外の使用を禁止し、トイレとしての適正な管理を行う。
- (5) 乙は、第2条の下水道マンホールを使用した場合は、設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃を実施する。
- (6) 乙は、第2条の下水道マンホールの使用により管渠の閉塞、施設の損傷等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに甲に連絡する。
- (7) 甲は、乙から前号による連絡を受けたときは、その機能回復処置を行う。
- (8) 乙は、乙の責に帰すべき事由により前号の機能回復処置が行われた場合は、その費用を負担する。

(確認)

第4条 甲は、下水道マンホール用仮設トイレの撤去時に安全確保の状況並びに設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃状況について乙の立会のもと確認する。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙の協議により定める。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年7月7日

東京都大田区雪谷大塚町13番26号

甲 東京都下水道局南部管理事務所  
代表者 南部管理事務所長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区  
代表者 世田谷区長

※組織改正により「東京都下水道局南部管理事務所」は「東京都下水道局南部下水道事務所」に変更

## 災害時における遺体安置所に関する協定

世田谷区を甲とし、警視庁世田谷警察署を乙として、甲乙間において、災害時における遺体安置所に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に甲が開設する遺体安置所（以下「遺体安置所」という。）に関して、甲と乙との間において必要な事項について定めることを目的とする。

(遺体安置所の設置)

第 2 条 遺体安置所の設置は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 遺体の収容
- (2) 遺体の検視及び検案
- (3) 遺体の安置
- (4) 遺体の遺族への引き渡し
- (5) 検案書及び火葬許可証の交付
- (6) 身元不明の遺体の確認調査

(遺体安置所の開設)

第 3 条 甲は、別表に規定する施設を必要に応じて使用して、遺体安置所を開設するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等に応じて、乙と協議の上、甲の管理する他の施設等を使用して、遺体安置所を開設することができるものとする。

(開設の連絡及び職員の派遣要請)

第 4 条 甲は、遺体安置所を開設したときは、乙に対してその旨を速やかに連絡するとともに、乙の職員の派遣を要請するものとする。

(職員の派遣)

第 5 条 乙は、前条に規定する要請に基づき、速やかに遺体安置所へ乙の職員を派遣し、検視その他の業務に従事させるものとする。

(要請方法)

第 6 条 第 4 条に規定する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 遺体安置所を開設した施設の名称及び所在地
- (2) 職員の派遣を要請する旨
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 3 月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。



甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年11月21日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区  
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目4番4号

乙 警視庁世田谷警察署  
代表者 世田谷警察署長

別表（第3条関係）

施設の名称	所在地	管轄警察署
池尻地区会館	世田谷区池尻二丁目3番11号	世田谷警察署
世田谷地区会館	世田谷区世田谷二丁目25番10号	世田谷警察署
経堂南地区会館	世田谷区経堂五丁目21番6号	北沢警察署
上馬地区会館	世田谷区上馬四丁目3番20号	世田谷警察署
代田南地区会館	世田谷区代田一丁目21番11号	北沢警察署
桜上水南地区会館	世田谷区桜上水三丁目4番11号	成城警察署
九品仏地区会館	世田谷区奥沢七丁目34番3号	玉川警察署
尾山台地区会館	世田谷区等々力二丁目17番14号	玉川警察署
船橋地区会館	世田谷区船橋三丁目11番8号	北沢・成城警察署
喜多見東地区会館	世田谷区喜多見五丁目11番10号	成城警察署
上北沢地区会館	世田谷区上北沢二丁目1番3号	北沢・成城警察署
上祖師谷地区会館	世田谷区上祖師谷四丁目5番6号	成城警察署
北烏山地区会館	世田谷区北烏山九丁目25番26号	成城警察署

※上馬地区会館は、平成29年1月に上馬複合施設内（上馬四丁目10番17号）に移転。

※同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年11月21日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区松原六丁目4番14号  
警視庁北沢警察署  
代表者 北沢警察署長

・相手方 東京都世田谷区中町二丁目9番22号  
警視庁玉川警察署  
代表者 玉川警察署長

・相手方 東京都世田谷区千歳台三丁目19番1号  
警視庁成城警察署  
代表者 成城警察署長

## 非常通信の運用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京消防庁世田谷消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 号に規定する非常通信をいう。）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下これらを「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において、甲を受け取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し、持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分を確認することのできるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、

期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成20年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号

乙 東京消防庁世田谷消防署

代表者 世田谷消防署長

## 大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての 世田谷区立世田谷区民会館第 2 別館の利用に関する協定書

世田谷区を「甲」とし、警視庁世田谷警察署を「乙」とし、甲乙の間において、大震災発生時の世田谷警察署代替施設（以下「警察署代替施設」という。）として、東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号世田谷区立世田谷区民会館第 2 別館の一部を利用することについて、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、乙が甲の所有する施設の一部を、警察署代替施設等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（警察署代替施設の開設）

第 2 条 甲は、乙が世田谷区立世田谷区民会館第 2 別館の一部に警察署代替施設を開設する必要がある際には、乙に協力するものとする。

2 甲が現施設を新築・改築等のため取り壊す場合、又は本施設を他の目的に使用することになった場合は、本協定は失効するものとする。

（使用許可）

第 3 条 乙が、前条第 1 項に基づき警察署代替施設を開設しようとする際には、世田谷区公有財産管理規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 5 号）に定める手続きにより甲から使用許可を得なければならない。

（警察署代替施設の管理）

第 4 条 警察署代替施設として使用中の建物の管理は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の一か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 6 条 この協定書に定めがない事項の取り扱いについては、必要の都度、甲乙協議の上、決定していくものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれ捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 24 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目 4 番 4 号

乙 代表者 警視庁世田谷警察署長

※「世田谷区立世田谷区民会館第2別館」は「世田谷区立スカイキャロット展望ロビー」に変更（平成29年10月1日付）

※第3条 「世田谷区公有財産管理規則（昭和39年3月 世田谷区規則第5号）」は「世田谷区公有財産管理規則（平成27年3月 世田谷区規則第34号）」に変更（平成29年10月1日付）

〔資料協定第 24〕

世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷消防署（以下「乙」という。）、玉川消防署（以下「丙」という。）及び成城消防署（以下「丁」という。）とは、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な者（以下「災害時要援護者」という。）に関する個人情報に記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙、丙及び丁が災害時要援護者に対する安否確認、避難誘導、救出、救護等の緊急対応（以下「緊急対応」という。）を行うため、乙、丙及び丁の管内ごとに名簿を作成し、年1回、乙、丙及び丁に対し、当該管内の名簿を提供する。

第2条 乙、丙及び丁は、緊急対応に必要な範囲内で名簿を使用するものとする。

第3条 名簿に記載する情報は、住所、氏名、生年月日及び性別とし、対象者は、次のとおりとする。

(1) 75歳以上の者のうち、次のイ又はロに該当する者

イ 一人暮らしの者

ロ イに掲げるもののほか、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、要介護状態区分について要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害程度等級1級又は2級で、次の種別の者

イ 視覚

ロ 四肢

ハ 体幹

ニ 半身

ホ 両下肢

ヘ 片下肢

ト 移動

チ 聴覚

(4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が1度又は2度の者

(5) 前各号に掲げる者のうち、甲乙丙丁が協議して定めた者

第4条 乙、丙及び丁は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、東京消防庁個人情報取扱事務要綱（平成17年4月17日付16総総第1478号総務部長依命通達）等に基づき、適正に管理しなければならない。

第5条 乙、丙及び丁は、紛失、破損、漏えいその他前項の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

第6条 乙、丙及び丁は、甲から要請があったときは、速やかに名簿を返却するものとする。

第7条 この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例及び世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の趣旨に則り、甲乙丙丁が協議した上で定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙、丁、記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成21年12月18日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区長

乙 世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号  
東京消防庁世田谷消防署長

丙 世田谷区中町三丁目1番19号  
東京消防庁玉川消防署長

丁 世田谷区成城一丁目21番14号  
東京消防庁成城消防署長

※ 「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に読み替える。



## 〔資料協定第 25〕

### 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）及び世田谷区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1） 世田谷区内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると甲若しくは乙が判断したとき。
- （2） 世田谷区災害対策本部が設置されたとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、甲又は乙が情報交換を行うことが必要と判断したとき。

（情報交換の内容）

第 3 条 情報交換において交換する情報は、次に掲げるものとする。

- （1） 一般被害（住民の安否、住宅の破損等をいう。）の状況に関すること。
- （2） 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防設備、都市設備等をいう。）の被害の状況に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と判断した情報。

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条各号のいずれかに該当し、乙が甲に情報連絡員の派遣を要請し、又は甲が情報連絡員を派遣する必要があると判断した場合は、甲が乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、相互に担当部署及び担当者を明確にし、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を行うものとする。

（平素の協力）

第 5 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に係る訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了の 1 箇月前までに、甲又は乙が異議を申し出ない限り、この協定の有効期間を更に 1 年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を所有する。

平成24年6月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長

乙) 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区長

〔資料協定第 26〕

災害時における相互連携に関する基本協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第 2 条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第 3 条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる本庁舎、病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3） 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （4） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第 4 条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1） 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2） 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、当該満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都渋谷区神南一丁目12番10号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

渋谷支社長 並木 裕